

中央公民館だより

令和5年8月1日
発行 中央公民館
電話 562-1558

浴衣着付け講座

が開催されました

7月1日より3回、浴衣の着付け講座が開催されました。



七夕おはなし会

が開催されました

7月2日に七夕おはなし会が開催されました。

自作した七夕飾りは、参加された各ご家庭に持ち帰り、大きな七夕飾りは、公民館ロビーに飾り付けました。



図書ボランティア 募集中！

中央公民館では、公民館図書室の本の貸し出しや整理をお手伝いしてくれる図書ボランティアを募集しています。

ご協力いただける方は、中央公民館までご連絡ください。

活動内容：本の整理・整頓、本の貸し出し・返却、新刊図書の購入

活動日：木・土・日曜日の午後1:00~4:30までの当番制

(当番は奇数月に行う会議で決定)

休館日：年末年始、祝日、お盆

※大学生以上の方を募集しています。

本の好きな方、
お待ちしております！

予約不要

健康運動教室

日時：8月7・21・28日(月)

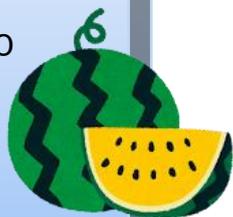
10:00~11:30

指導者：健康運動普及推進員

場所：4階多目的ホール

持ち物：タオル、飲み物

室内用運動靴



8月休館日

日	月	火	水	木	金	土
		①	2	3	4	5
6	7	⑧	9	10	⑪	12
⑬	⑭	⑮	16	17	18	19
20	21	⑳	23	24	25	26
27	28	㉑	30	31		

8月6日は埼玉県知事選挙のため、5日(準備)6日(投票日)は入館できません。

あなたの戸籍・住民票が

第三者に交付されたらお知らせする制度

本人通知制度

この制度は、あなた以外の第三者があなたの住民票や戸籍などを取得した場合に、その事実を郵送でお知らせする制度です。登録していただくことで、第三者による不正請求や不正取得を抑制し、不正に取得した個人情報を結婚相手の身元調査やストーカー、詐欺等の犯罪に悪用するといった個人の権利侵害を防止することを目的としています。

この制度を利用するためには、事前申請が必要です。

※注意事項※

この制度は、第三者から住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を登録した方に確認したりする制度ではありません。

第三者？なぜ、本人以外が請求できるのか？

■「第三者」とは

代理人：本人や戸籍に記載されている人から委任状により依頼を受けた方

代理人以外：自己の権利の行使又は自己の義務を履行するために住民票等を確認する必要がある方や正当な理由がある方

八士業：弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士が依頼者から受任した事件又は事務を遂行するために、職務上必要な請求ができます。

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば「第三者」でも請求することができると「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。



登録は…簡単！無料！

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート（公的機関発行の顔写真付きのもの））1点、
健康保険証など（顔写真のない場合）2点
（期間は無期限*1）

※1 登録した内容に変更があった場合は、届出が必要です。

問い合わせ先

羽生市役所 市民生活課市民係 ☎048-561-1121（内線 135・137）